

高松市監査委員告示第22号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年8月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	中	村	伸	一
同	杉	本	勝	利

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)


(令和3年8月31日)



An audit committee member of Takamatsu city

 高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

R3.8.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H29	H30.1.31	第4号	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について（学校給食調理場の整備及び運営方法の検討）	P7	教育局	保健体育課	R3.7.20
2	H30	H31.2.28	第1号	意見【重点】	旧香川保健センターの財産管理について	P32	健康福祉局	保健医療政策課	R3.8.11
3				意見【重点】	地域保健活動センターについて	P33			
4	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	教育局	総合教育センター	R3.8.2
5				指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの				
6				意見	中学校体育振興費について	P40		保健体育課	R3.7.16

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」、「平成30年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について（学校給食調理場の整備及び運営方法の検討）		
意見の内容	平成28年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。		
公表文該当 ページ	P7		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/300131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月20日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	<p>本件意見については、令和2年3月に、複数の調理場を統合した「高松市六条町学校給食センター」が完成し、同年4月から運用を開始しており、施設を水はねによる汚染を防止するドライシステムの施設とするなど、安全で衛生的な給食を提供できる環境を整備した。</p> <p>また、同センターの給食調理業務については、民間委託方式を採用することとし、5校（小学校及び中学校）への給食を供給するなど、維持管理コストの削減を図った。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	旧香川保健センターの財産管理について		
意見の内容	駐車場の使用の意向の有無を確認した上で、必要があれば行政財産の目的外使用許可を行うなど、適正に公有財産を管理されたい。		
公表文該当 ページ	P32		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年8月11日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	本件意見については、施設管理者に対し、駐車場使用の意向を確認し、令和3年4月から、必要に応じて、行政財産の目的外使用許可申請書の提出を求めることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	地域保健活動センターについて		
意見の内容	地域保健活動センターについては、ホームページ等で掲載を行うなど、その活動内容等を市民に対して周知されたい。		
公表文該当 ページ	P33		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki310228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年8月11日
所管課等	健康福祉局 保健医療政策課
措置結果	本件意見については、令和3年7月27日から、ホームページに地域保健活動センターの活動内容、施設名称及び所在地を掲載し、市民に対し周知を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年8月2日
所管課等	教育局 総合教育センター
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則」が、令和2年4月1日から改正・施行され、行政財産の目的外使用許可においては、連帯保証人が不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年8月2日
所管課等	教育局 総合教育センター
措置結果	本件指摘事項に係る使用許可手続きに当たっては、公有財産事務取扱規則を遵守するよう、課内の職員に周知するとともに、令和3年度からは、行政財産の目的外使用許可の申請の際、決裁時に行政財産使用許可台帳を作成し、管理職が確認するよう改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見		
意見の項目	中学校体育振興費について		
意見の内容	中学校体育振興費については、市内全体における公平性や他校との均衡を踏まえ、地元との協議を進める中で、廃止等も視野に見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P40		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和3年7月16日
所管課等	教育局 保健体育課
措置結果	本件意見については、中学校と事業の継続について検討した結果、地域審議会に報告の上、令和3年度から、施設使用料に係る中学校体育振興費を支出しないこととした。